

取引高税 取引高税法

三八四

8 第一項第一号に規定する売上金額、同項第六号に規定する手数料若しくは報酬金額又は同項第七号に規定する収入金額には、第二條第二項に規定する取引より生ずる収入金額を含むものとする。
(税率)

第十條 取引高税の税率は、前條の規定による取引金額の百分の一とする。

第三章 納付及び申告

(印紙等による納付)

第十一條 取引高税の納税義務者は、第十五條第一項に規定する取引をなす場合又は第四章の規定による場合を除く外、取引高税印紙をもつて、取引高税を納付しなければならない。但し、現金を政府に支拂つて政府の作成する取引高税証紙の交付を受け、これをもつて取引高税印紙に代えることができる。

2 前項の取引高税印紙については、別にこれを定める。

3 第一項但書に規定する取引高税証紙の様式は、大蔵大臣がこれを定める。

(施細)

(端数計算)

第十二條 前條の場合において一取引(一取引について分割して対價を領收するときは、その分割して領收すること)にこれを一取引とする。以下同じ。)について第九條の規定による取引金額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てて取引高税の税額を計算する。
(印紙等による納付の方法)

第十三條 第十一條の規定の適用を受ける取引高税の納税義務者は、取引金額領收の際、取引高税の税額に相当する金額の取引高税印紙又は取引高税証紙(以下取引高税印紙等という。)を消印しなければならない。但

し、一取引について第九條の規定による取引金額が一万円以上の取引については、受取書に取引高税印紙等をはつて消印しなければならない。

2 前項の規定により消印した取引高税印紙等又は受取書は、取引金額領收の際、これを取引の相手方に交付しなければならない。

3 交互計算その他これに準ずる契約により相互の間の取引の対價の決済をなす場合においては、相殺をなすべき期間(当該期間が六月をこえるときは六月)満了の日において、相互に取引金額の領收があつたものとみなして、前二項の規定を適用する。この場合においては、相殺をなす金額の総額を一取引の取引金額とみなす。

4 前項に定める場合を除く外、相殺により相互の間の取引の対價の決済をなすことができる場合においては、相殺をなすに適した時において、相互に取引金額の領收があつたものとみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。前項後段の規定は、この場合について、これを準用する。

5 前二項の場合においては、前二項の規定により領收があつたものとみなされる金額を記載した書面をもつて、第一項但書の受取書に代えることができる。

6 第一項但書の場合においては、受取書(前項に規定する書面を含む。以下同じ。)の紙面と取引高税印紙等の彩紋とにかけて、受取書作成者の印章又は署名をもつて、判明にこれを消さなければならない。
(申告書の提出)

第十四條 取引高税の納税義務者は、第四章の規定による場合を除く外、毎年二月、五月、八月及び十一月に終る毎三分分の取引について、第十五條第一項に規定するものとそれ以外のものとに区分して、取引金額及び税額を記載した申告書をそれぞれ毎年三月十日、六月十日、九月十日及び十二月十日までに政府に提出し
取引高税 取引高税法

三八五

なければならぬ。但し、取引高税の納税義務者が営業を廃止した場合には、営業を廃止した日から十日以内に、これを提出しなければならない。

2 通信、交通その他の状況により、政府において已むを得ない事由があると認めるときは、政府は、命令の定めるところにより、前項に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

3 第一項に規定する申告書は、営業所が二以上あるときは、各営業所ごとに、これを作成しなければならない。

(施規) 四、一五

(特定取引の納付の特例)

第十五條 一取引について第九條の規定による取引金額が五十円未満の取引及び第十三條第二項の規定による交付が困難な取引で政府の承認を受けたものについては、取引高税の納税義務者は、毎年二月、五月、八月及び十一月に終る毎三月分(前條第一項但書の規定に該当する場合には直前の毎三月分後営業の廃止までの間の分)の当該取引の取引金額に対する取引高税を、前條の規定による申告書の提出と同時に納付しなければならない。

2 第十三條第三項及び第四項の規定は、前項に規定する取引について、これを準用する。

3 納税義務者が第一項の規定により取引高税を完納しなかつたときは、政府は、國稅徵收法(明治三十年法律第二十一號)第九條の規定により、これを督促する。

(施規) 五、(施細) 二

第四章 銀行業等に関する申告及び納付の特例

(銀行業等に関する特例)

第十六條 銀行業、無業業、信託業、保険業、電氣供給業、ガス供給業、無線電波放送事業、運送業中鉄道業(軌道業を含む)、海運業平水域内の水上運送で汽船によるものを含む。及び道路運送法(昭和二十二年法律第九十一號)第十條第一號(三)に規定する自動車運送事業及び出版業中日刊新聞紙の発行事業をなす営業者その他命令で定める営業者の当該営業についてなすべき、申告及び納付並びに公團のなすべき申告及び納付については、本章に定めるところによる。

(施規) 六

(銀行業等の申告)

第十七條 前條に規定する営業者は、毎月分の取引金額及び税額を記載した申告書を翌月十日までに政府に提出しなければならない。

2 第十三條第三項及び第四項並びに第十四條第一項但書、第二項及び第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。この場合において、第十三條第三項中「前二項」及び同條第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第十七條第一項」と読み替えるものとする。

(施規) 一五

(銀行業等の納付)

第十八條 第十六條に規定する納税義務者は、前條第一項の規定による申告書に記載された税額の取引高税を、同項の規定による申告書の提出と同時に納付しなければならない。

第十五條第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

(施規) 五 (施細) 二

第五章 更正及び決定

取引高税 取引高税法

(更正及び決定)

第十九條 第十四條又は第十七條の規定による申告書が提出された場合において、申告又は修正に係る取引金額又は税額が、政府において調査したところと異るときは、政府は、その調査により、その取引金額又は税額を更正する。

2 第十四條又は第十七條の規定による申告書の提出がなかつた場合において、政府の調査により納税義務があると認められるとき又はすでに納付した税額が政府の調査したところと異るときは、政府は、その調査により、取引金額及び税額(すでに納付した税額があるときは、その額を控除する。)を決定する。

3 政府は、前二項の規定による取引金額又は税額の更正又は決定後その更正し、又は決定した取引金額又は税額について脱漏があることを発見したときは、政府の調査により、その取引金額又は税額を更正することができる。

(施規) 一八

(更正及び決定の通知)

第二十條 政府は、前條の規定により取引金額又は税額を更正し、又は決定したときは、これを納税義務者に通知する。

2 この法律の施行地に住所及び居所又は営業所を有していない者が第三十九條に規定する納税管理人の申告をしていないときは、前項の通知に代えて公告することができる。この場合にお、て、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

(施規) 七、一九

(更正決定による税額)

第二十一條

政府は第十九條の規定により取引金額又は税額を更正し、又は決定した場合においては、前條第一項の通知をした日から一月後を納期限としてその追徴税額(その不足税額又はその決定による税額をいう。以下同じ。)を徴収する。但し、納税義務者が第三十九條に規定する納税管理人の申告をなさないで、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合においては、直ちに追徴税額を徴収する。

2 第十一條及び第十二條の規定は、前項に規定する追徴税額については、これを適用しない。

第六章 審査及び訴願

(審査の請求)

第二十二條 取引高税の納税義務者は、第二十條の規定により政府の通知した取引金額若しくは税額又は第二十九條第二項の規定により政府の通知した税額に対し異義があるときは、通知を受けた日から一月以内に不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

2 前項の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶予しない。但し、政府において已むを得ない事由があると認められたときは、税金の徴収を猶予することができる。

(施規) 八、九

(審査決定の通知)

第二十三條 政府は、前條第一項の請求があつたときは、これを決定し、納税義務者に通知しなければならない。

(訴願)

(施規) 一七

第二十四條 前條の決定に對し不服ある者は、訴願をすることができる。

取引高税 取引高税法

三九〇

2 第十九條の規定による更正若しくは決定又は第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴訟は、審査の決定を経た後でなければ、これをなすことができない。

第七章 雜則

(還付の請求)

第二十五條 納税義務者が、取引高税を納付した取引について、契約の解除、取消その他の事由に因り取引金額の全部又は一部を返還したとき(第十三條第三項又は第四項の規定(第十五條第十七條第二項において準用する場合を含む。))の適用があつた場合においては、領收があつたとみなされる取引金額の全部又は一部を返還すべきときは、その事実を証する証拠書類を添附して、當該取引について納付した取引高税の税額のうちその返還し、又は返還すべき金額に対応する金額の還付を請求することができる。

2 前項の請求があつた場合において、政府は、その事實を確認すべき心証を得たときは、その請求に係る金額を還付する。

(施規) 一〇

(書類の閲覽)

第二十六條 取引高税の納税義務者の提出した申告書又は取引金額若しくは税額の更正若しくは決定に関する書類を閲覽しようとする者は、政府にその閲覽を請求することができる。

2 前項の規定により閲覽を請求しようとする者は、納税義務者一人の申告書その他の書類につき十円の手料を納付しなければならない。

(施規) 一一

(第三者の通報)

第二十七條

取引高税の納税義務があると認められたる者が第十三條第一項若しくは第二項の規定に違反する事實又は申告書を提出しなかつた事實若しくは申告書に記載された取引金額若しくは税額に虚偽があると認められる事實を政府に報告した者がある場合において、政府がその報告に因り取引金額又は税額を更正し、又は決定したときは、政府は、その報告者に對し、取引金額又は税額の更正又は決定に因り徴収することができた税額の百分の十以下に相當する金額を報償金として交付することができる。但し報償金の金額は、二十万円をこえることができない。

2 前項の規定は、不法の行爲に因り知り得た事實又は公務員の職務上知り得た事實に基くものであるときは、これを適用しない。

(施規) 一二、一三

(加算税)

第二十八條 取引高税の納税義務者は、第二十一條第一項に規定する追徴税額を納付する場合においては、命令の定める期間に應じ、當該税額百円につき一日十錢の割合を乗じて計算した金額に相當する税額を加算して納付しなければならない。

2 第十一條の規定は、前項に規定する加算して納付すべき税額については、これを適用しない。

3 第一項の規定は、同項の規定により加算すべき税額の計算の基礎となる税額が百円未満であるときは、これを適用しない。當該税額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

4 第一項及び第三項の規定により計算した加算すべき税額が十円未満であるときは、これを納付することを要しない。

5 政府において已むを得ない事由があると認めるときは、第一項の加算税を免除することができる。

取引高税 取引高税法

三九一

取引高税 取引高税法

三九二

6 前五項の規定は、取引高税の納税義務者が、第十四條第一項又は第十七條第一項に規定す申告書の提出期限(第十四條第二項の規定並びに第十七條第二項において準用する第十四條第一項但書及び第二項の規定による提出期限を含む。以下同じ。)後第十四條又は第十七條の規定による申告書又は申告書を修正する申告書を提出して取引高税を納付する場合について、これを準用する。

7 第十五條第三項の規定は第一項(第六項において準用する場合を含む。)の場合について、これを準用する。
(施規) 一四

(追徴税)

第二十九條 前條第六項の規定の適用を受ける場合又は第二十一條第一項の規定により追徴税額に相当する取引高税を徴収することとなつた場合においては、第十四條第一項又は第十七條第一項に規定する申告書の提出がなかつたこと、第十四條又は第十七條の規定による申告書を修正する申告書の提出があつた場合において前の申告に係る取引金額若しくは税額については脱漏があること又は納税義務者の申告若しくは修正した取引金額若しくは税額が政府の調査した取引金額若しくは税額と異なることについて已むを得ない事由があると認めらるる場合を除く外、政府は、当該税額に、百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する取引高税を追徴する。

2 政府は、前項の規定により徴収する税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

3 第二十條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

(施規) 一八、一九

(印紙等の購入手續)

第三十條 第十一條の規定の適用を受ける取引高税の納税義務者は、營業所ごとに、取引高税印紙購入通帳

(以下購入通帳という。)を備え付けなければならない。

2 第一項の取引高税の納税義務者は、高引高税印紙を購入し、又は取引高税証紙の交付を受けようとするときは、政府又は取引高税印紙の賣さばき人に対し購入通帳を呈示し、これに購入又は受領した取引高税印紙又は取引高税証紙の金額及び購入又は受領の年月日を記入して政府又は取引高税印紙の賣さばき人の確認を受けなければならない。この場合において、政府又は取引高税印紙の賣さばき人は、政府機關の名称又は取引高税印紙の賣さばき人の住所及び氏名若しくは名称を証する表示をなさなければならない。

3 第一項の取引高税の納税義務者が、取引高税の納付のために使用すべき取引高税印紙等は、前二項の規定により當該取引をなす營業所に備え付けた購入通帳をもつて購入し、又は受領したものでなければならない。4 第一項の取引高税の納税義務者が、營業の廢止その他の事由に因り、取引高税納付のために使用すべき金額をこえて取引高税印紙等を有するときは、政府の承認を受け、そのこえる部分に相當する取引高税印紙等を購渡することができる。

5 第一項に規定する購入通帳の様式は、大蔵大臣がこれを定める。

(施規) 一七 (施細) 三

(印紙等の販賣手續)

第三十一條 政府又は取引高税印紙の賣さばき人は、購入通帳に前條第二項に規定する表示をなさないで、取引高税印紙等を販賣し、又は交付してはならない。

(施規) 一七

(納税義務者の記帳義務)

第三十二條 取引高税の納税義務者は、帳簿を備え付け、これに取附の内容、取引金額及び税額、取引の年月

取引高税 取引高税法

三九三

目並びに取引の相手方の住所及び氏名又は名称を記載しなければならない。

2 第十一條の規定の適用を受ける取引高税の納税義務者は、前項に規定する事項の外、併せて左に掲げる事項について各日分を取りまとめて記載しなければならない。

一 第十三條第一項の規定により納税のために使用した取引高税印紙等の金額

二 第十五條第一項に規定する取引については當該取引の金額

3 小賣の場合、第二條第一項第十四号、第十五号、第二十三号から第二十六号まで、第三十一号若しくは第三十五号から第三十九号にまでに掲げる営業をなす場合又は政府の承認を受けた場合においては、第一項の規定にかかわらず、毎日分の取引金額及び取引の年月日を記載しなければならない。但し、政府は、監督上必要と認める場合においては、第一項に規定する事項の記載を命ずることができる。

(印紙の販賣者の記帳義務)

第三十三條 取引高税印紙の販賣をなす者は、帳簿を備え付け、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 購入した取引高税印紙の種類及び數量、購入の年月日並びにその賣渡人の住所及び氏名又は名称

二 販賣した取引高税印紙の金額及び販賣の年月日並びにその買受人の住所及び氏名又は名称

(營業申告)

第三十四條 この法律の施行地において、第二條第一項に規定する営業を営まうとする者は、營業所ごとに營業の種類、當該營業所の所在地(この法律の施行地に營業所がないときは住所)又は居所、この法律の施行地に營業所を有しない納税義務者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないときは、納税管理人の住所又は居所とする。第三十九條を除く外以下同じ。及び營業所の氏名又は政府に申告しなければならない。

い。あらたに營業所を設けようとするときもまた同様とする。

2 取引高税の納税義務は、營業の内容の変更又は廃止、營業所の所在地の變轉又は廃止、氏名又は名称の変更をしようとするときは、その旨を政府に申告しなければならない。

3 取引高税の納税義務がある法人について合併があつた場合においては、合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人は、その旨を政府に申告しなければならない。

4 取引高税の納税義務者について相談の開始があつた場合においては、相談人は、その旨を政府に申告しなければならない。

(施規) 一五

(收税官吏の質問検査權)

第三十五條 收税官吏は、取引高税に関する調査又は取引高税の徴收について必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又はその者の營業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者と取引があつたと認められる者又は取引があると認められる者

三 取引高税印紙の賣さばき人

2 收税官吏は取引高税に関する調査又は取引高税の徴收について必要があるときは、納税義務者の組織する団体(その組織する団体を含む。)に対しその団体のなす取引に関する質問し、又はその団体の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(印紙等の有償譲渡等の禁止)

取引高税 取引高税法

取引高税 取引高税法

三九六

第三十六條 第十三項第二項の規定により交付を受けた取引高税印紙等は、何人も有償でこれを譲渡し、又は譲り受けることができない。

第三十七條 第十三項第二項の規定により交付を受けた取引高税印紙等は、何人も報酬を得てこれを収集し、又は何人も報酬を與えてこれを収集させることができない。

(交付金の交付)

第三十七條 左の各号に掲げる者が、第十三條第一項の規定により消印された取引高税印紙等を政府に提出したときは、政府は、これらの者に対し、当該取引高税印紙等のうち、額面額一円以下のものについては額面額の百分の五に相当する金額、額面額二十円以下のものについては額面額百分の三に相当する金額、額面額二十円をこえるものについては額面額の百分の二に相当する金額の交付金を交付する。

一 小学校、中学校、高等学校、大学、もう学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十八條等一項に規定する従前の規定により存続する学校の教職員及び学生又は生徒により組織されその共同の利益を図ることを目的とする団体

二 社会事業法(昭和十三年法律第五十九号)による社会事業、生活保護法(昭和二十一年法律第十七号)による保護施設、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による児童福祉施設及び司法保護事業法(昭和十四年法律第四十二号)による司法保護事業の業務に従事する者及びこれらの施設又は事業の利益を受ける者により組織されその共同の利益を図ることを目的とする団体

三 前二号に掲げる者の外命令で定める者

前項に規定する交付金の交付の手続は、大蔵大臣がこれを定める。

第一項の規定により交付を受けた交付金は、同項に規定する者の利益のために、これを使用しなければならぬ。

らない。

4 國若しくは地方公共団体又は公園が第十三條第二項の規定により交付を受けた取引高税印紙等については、第一項の規定は、これを適用しない。

(施規) 一七、(施細) 四

(納税地)

第三十八條 第十五條第一項の取引をなす者又は第十六條に規定する者が納付する取引高税は、これらの者の営業所の所在地をその納税地とする。

(納税管理人)

第三十九條 取引高税の納税義務者が営業所の所在地に現住しないとき又はこの法律の施行地に営業所を有しない納税義務者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないときは、この法律による申告書の提出その他取引高税に關する一切の事項を処理させるため営業所の所在地(この法律の施行地に営業所又は住所若しくは居所がないときは、この法律の施行地)に居住する者のうちから納税管理人を定め政府に申告しなければならぬ。取引高税の納税義務者が、営業所の所在地に現住しないこととなるとき若しくはこの法律の施行地に営業所を有しない納税義務者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるとき又は納税管理人を変更したときも、また同様とする。

(施規) 一六

(附加税禁止)

第四十條 地方公共団体は、取引高税の附加税を課することができない。

第八章 罰則

取引高税 取引高税法

三九七

取引高税 取引高税法

三九八

第四十一條 左の各號の一に該當する者は、その免れ、又は免れようとした取引高税の二十倍に相當する罰金に処する。

- 一 第十三條第一項の規定に違反した者
- 二 第十四條又は第十七條の規定による申告書を提出しないで取引高税を免れようとした者
- 三 第三十四條の規定による申告をしないで取引高税を免れようとした者
- 四 詐偽その他不正の行爲により取引高税を免れ、又は免れようとした者
- 2 第十二條の規定は、前項の場合においては、これを適用しない。

第四十二條 前條の罪を犯した者には、情狀に因り、五年以下の懲役若しくは取引高税の二十倍をこゝ四十倍以下に相當する罰金に処し、又は懲役及び罰金を併科することができる。

- 2 前條及び前項の場合において、罰金額が二十円に満たないときは、これを二十円とする。
- 3 前條及び第一項の場合においては、直ちにその税金を徴収する。
- 4 前條第二項の規定は、第一項の場合について、第二十一條第二項の規定は、第三項の場合について、これを準用する。

第四十三條 左の各号の一に該當するものは、これを十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第十四條又は第十七條の規定による申告書を提出せず、又は虚偽の記載をして政府に提出した者
- 二 第三十條第一項又は第二項の規定に違反した者
- 三 第三十條第三項の規定に違反して取引高税印紙等を使用した者
- 四 第三十一條の規定に違反して取引高税印紙等を販賣した者
- 五 第三十六條の規定に違反して取引高税印紙等を譲渡し、譲り受け、収集し、又は収集させた者

第四十四條 左の各号の一に該當する者は、これを五万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第十三條第二項の規定に違反した者
- 二 第四十一條第一項第三号の場合を除き、第三十四條の規定に違反して營業を営み、又は營業所を設けた者
- 三 第三十二條又は第三十三條の規定による帳簿を備え付けず、所定の事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を隠匿した者

- 四 第三十四條第二項から第四項までの規定による申告をせず、又は虚偽の申告をした者
- 五 第三十五條の規定による收税官吏の質問に對し答弁せず、若しくは虚偽の陳述をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 六 第三十九條の規定による申告をせず、又は虚偽の申告をした者

第四十五條 他人の取引高税について、政府に對し、第二十七條第一項に規定する事實に関する虚偽の報告をなした者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四十六條 取引高税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者がその事務に關して知り得た秘密を漏らし、又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四十七條 第四十一條の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十号)第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、これを適用しない。但し、第四十二條の場合において懲役刑に処するときは、この限りでない。

第四十八條 法人(第四條に規定する社團又は財團を含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第四十一條、第四十二條、

取引高税 取引高税法

三九九

第四十三條又は第四十四條の違反行爲をなしたときは、その行爲者を罰するの外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

第四條の規定による社團又は財團を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行爲につき、その社團又は財團を代表する外、法人を被告とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

第四十九條 この法律中第三十條、第三十一條、第三十三條及び三十四條の規定は、この法律の公布の日から、その他の規定は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

2 第三十條及び第三十四條の規定をこの法律の公布の日から昭和二十三年八月三十一日までの間において施行する場合には、第三十條中「第十一條の規定の適用を受ける取引高税の納税義務者」及び「第一項の取引高税の納税義務者」並びに第三十四條中取引高税の納税義務者」及び「取引高税の納税義務がある法人」とあるのは、それぞれ「第二條第一項各号に掲げる營業をなす者」と読み替へるものとする。

3 取引高税は昭和二十三年九月一日以後取引金額を領收する取引から、これを課する。

(施規) 二〇 (施細) 五

第五十條 この法律の公布の日において第二條第一項に規定する營業をなしている者は、同日以後一月以内に第三十四條の規定に準じて政府に申告しなければならぬ。

2 第四十四條第二号及び第四十八條の規定は、前項の場合について、これを適用する。

第五十一條 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第八十九号)の一部を次のやうに改正する。

第一條第一項中「税印の印影」の下に「若しくは取引高税法(昭和二十三年法律第八号)第十一條但書の規定により現金を政府に支拂つて交付を受ける取引高税証紙」を加え、「これに」を「これらに」改め、「印影」の

下に「若しくは表示」を加える。

第五十二條 災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のやうに改正する。

第八條及び第九條中「及び物品税」を、「物品税及び取引高税」に改める。

附則 (昭和二十三年七月十三日勅令)

第三十五條 この法律施行の日は、その公布の日から起算して六十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。(同年七月十九日政令第七十三号をもつて同年七月十九日から施行)

○取引高税法施行規則

(昭和二十三年七月七日政令第四百十九号)

(命令で定める金融機関)

第一條 取引高税法(昭和二十三年法律第八号。以下法という)第二條第一項第二号の命令で定める金融機関は、市街地信用組合及び信用組合とする。

(配給される食料品及び燃料)

第二條 法第七條第八号の命令で定める物品は、左に掲げるものとする。

- 一 みそ
- 二 しょうゆ(アミノ酸を含む。)
- 三 牛乳、れん乳、粉乳、調整粉乳及び育児食
- 四 食用油脂(人造バターを含む。)

取引高税 取引高税法施行規則

取引高税 取引高税法施行規則

- 五 漬物（たくあん漬、そ菜類の塩漬、梅干及び梅漬をいう。）
- 六 木炭、薪、煉炭及び豆炭

（価格調整補給金の交付を受ける物品）

第三條 法第七條第九号の物品は、左に掲げるものとする。

- 一 石炭
- 二 銑鉄、鋼材及び同半製品
- 三 電気銅、鉛地金、アルミニウム地金、電気亜鉛及び蒸りゆう亜鉛
- 四 硫安、石炭窒素、過りん酸石灰、硝安及び加里
- 五 ソーダ灰、液体か性ソーダ及び固形か性ソーダ

（申告書の提出期限の延長）

第四條 大蔵大臣は、法第十四條第二項（法第十七條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、通信、交通その他の状況により都道府縣の全部又は一部にわたり已むを得ない事由があると認めるときは、地域及び期日を指定し、法第十四條第一項又は法第十七條第一項に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

2 税務署長は、法第十四條第二項の規定により、通信、交通その他の状況により已むを得ない事由があると認めるときは、納税義務者の申請により、期日を指定し、法第十四條第一項又は法第十七條第一項に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その事由を記載した申請書を、営業所の所在地（法第三十四條第一項に規定する営業所の所在地をいう。以下同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

（現金による納付）

第五條 納税義務者は、法第十五條又は法第十八條の規定により、取引高税を納付しようとするときは、法第十四條第一項又は法第十七條第一項に規定する申告書とともに、大蔵大臣の定める書式による納付書を添えて、これを日本銀行の本店、支店又は代理店に納付しなければならない。

（命令で定める営業者）

第六條 法第十六條の命令で定める営業者は、左の各号に掲げる営業をなす者とする。

- 一 演劇興行業
- 二 よせ業
- 三 遊技所業
- 四 遊覽所業

（通知に代える公告）

第七條 法第二十條第二項（法第二十九條第三項において準用する場合を含む。）に規定する公告は、納税義務者の氏名又は名称、取引金額及び取引高税額（法第二十九條第三項の場合においては、納税義務者の氏名又は名称及び追徴税額）を官報に掲載して、これをなすものとする。

（審査請求書の提出）

第八條 法第二十二條第一項の規定により審査の請求をしようとする者は、その事由を記載した審査請求書に証拠書類を添えて、取引金額若しくは取引高税額の更正若しくは決定又は法第二十九條第一項に規定する追徴税額の決定をなした税務署長（当該審査の請求をしようとする者が第十九條第二項の規定による通知を受けた者であるときは、当該通知をなした税務署長）を経由し、これを営業所の所在地の所轄財務局長に提出

取引高税 取引高税法施行規則

取引高税 取引高税法施行規則

四〇四

しななければならない。

2 前項の場合において同項に規定する税務署長が審査請求書を受け取つたときは、その請求書は、同項の規定により、営業所の所在地の所轄財務局長に提出されたものとみなす。

(審査請求の場合の質問及び書類の提出)

第九條 前條第一項に規定する審査請求書の提出があつたときは、財務局長は、審査請求人に対し、審査の決定に關し必要な事項につき質問をなし、又は審査の決定に關し必要と認める計算書その他の書類の提出を求めることができる。

(還付請求書の提出)

第十條 法第二十五條の規定により取引高税の税額に相当する金額の全部又は一部の還付を請求しようとする者は、その事實記載した還付請求書に証拠書類を添えて当該取引高税を納付した取引に係る営業所の所在地の所轄税務署長を経由し、これを当該営業所の所在地の所轄財務局長に提出しなければならない。

(書類の閲覧の請求)

第十一條 法第二十六條の規定により申告書又は更正若しくは決定に關する書類を閲覧しようとする者は、当該納税義務者の営業所の所在地の所轄税務署長に、その指示に従うべき旨を約し、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる。

2 前項の手料は、収入印紙をもつて、これを納めなければならない。但し、収入印紙をもつて手数料を納めることが困難な事由があるときは、現金で納めることができる。

(第三者の通報の方法)

第十二條 法第二十七條第一項の規定による報告をしようとする者は、左の事項を明かにして、大蔵大臣又は

財務局長にその報告をしなければならない。

- 一 報告者の氏名及び住所又は居所
- 二 納税義務があると認められる者が、法第十三條第一項若しくは第二項の規定に違反する事實又は申告書を提出しなかつた事實若しくは申告書に記載された取引金額若しくは税額に脱漏があると認められる事實の詳細
- 三 前号の納税義務があると認められる者又は納税義務者の氏名又は名称及び営業所の所在地

(第三者の通報に対する報償金)

第十三條 法第二十七條第一項の規定による報告をなした者に交付する報償金の金額は、その報告に因り税務署長が当該更正又は決定に因り徴収することができた税額(法第二十八條第一項又は第六項の規定により加算する税額及び法第二十九條第一項の規定により追徴する税額を除く)の百分の十以下に相当する金額で、その報告が当該更正又は決定に寄與した程度等に應じ、財務局長の適当と認める金額による。但し、その金額は、二十万圓をこえることができない。

2 法第二十七條第一條の規定による報償金は、納税義務者の営業所の所在地の所轄財務局長が、これを交付する。

(加算税額)

第十四條 法第二十八條第一項(同條第六項において準用する場合を含む。)の期間は、左の各号の定めるところによる。

- 一 法第二十一條第一項に規定する追徴税額については、申告書の提出期限の翌日から同項に規定する納期限(納期限前に納付する場合においては、納付の日)までの日数

取引高税 取引高税法施行規則

四〇五

取引高税 取引高税法施行規則

四〇六

二 申告書の提出期限後申告書又は申告書を修正する申告書を提出して納付する取引高税については、申告書の提出期限後申告書を又は申告書を修正する申告書の提出の日までの日数

(相続の場合の申告)

第十五條 取引高税の納税義務者について相続の開始があつた場合においては、相続人は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から一月以内に、相続人の氏名及び住所並びに相続人が被相続人のなしていた営業を引き継いでなす場合にはその旨を被相続人の営業所の所在地の所轄税務署長に申告しなければならぬ。

2 相続人が二人以上ある場合においては、前項の規定による申告は、各相続人が連署で、これをなさなければならぬ。但し、他の相続人の氏名を附記して各別にこれをなすことを妨げない。

3 前項の規定は、相続人が二人以上ある場合において、相続人が被相続人のなすべきであつた法第十四條第一項又は法第十七條第一項の規定による申告をなすときに、これを準用する。

(納税管理人の申告)

第十六條 納税義務者は、納税管理人を定めたときは、その者の氏名又は名称及び住所又は事務所を営業所の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

(政府の意義)

第十七條 法第二十三條中政府とあるのは、納税義務者の営業所の所在地の所轄財務局長とし、法第三十條第二項及び法第三十一條中政府とあるのは、取引高税印紙を販賣する郵便局長又は取引高税印紙を交付する税務署長とし、法第三十七條第一項中政府とあるのは、同項第一号若しくは第二号に掲げる団体又は同項第三号に掲げる者の住所又は居所の所轄財務局長とする。

2 前項に規定するものその他この政令又は他の法令において特別の定をなしたものを除く外、法の規定中政府とあるのは、営業所の所在地の所轄税務署長とする。

(財務局長のなす更正又は決定)

第十八條 納税義務者の営業所の所在地の所轄財務局長は、左の各号の一に該当する場合においては、その調査により、法第十九條の規定による更正若しくは決定又は法第二十九條第一項の規定による追徴税額の決定をなすことができる。

一 営業所の所在地の所轄税務署長が法第十九條の規定による取引金額又は税額の更正又は決定をなした場合において、営業所の所在地の所轄財務局長においてその更正又は決定に係る取引金額又は税額について脱漏があることを発見したとき

二 営業所の所在地の所轄税務署長が法第十九條の規定による取引金額又は税額の更正又は決定をなさない場合において、営業所の所在地の所轄財務局長において取引金額又は税額の更正又は決定をなす必要があると認めるとき

2 営業所の所在地の所轄財務局長は、前項の規定により法第十九條の規定による更正又は決定をなした後、その更正又は決定に係る取引金額又は税額について脱漏があることを発見したときは、その取引金額又は税額の更正をなすことができる。

3 第一項の規定により営業所の所在地の所轄財務局長が法第十九條の規定による更正若しくは決定又は法第二十九條第一項の規定による追徴税額の決定をなしたときは、営業所の所在地の所轄税務署長は、当該取引金額若しくは税額の更正若しくは決定又は当該追徴税額の決定をなすことができない。

(財務局長の更正又は決定の場合の通知)

第十九條 納税義務者の営業所の所在地の所轄財務局長は、前條第一項又は第二項の規定により更正又は決定

取引高税 取引高税法施行規則

四〇七

取引高税 取引高税法施行細則

四〇八

をなしたときは、これを営業所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

2 営業所の所在地の所轄税務署長は前項の通達を受けたときは、法第二十條又は法第二十九條第二項若しくは第三項の規定により、これを納税義務者に通知しなければならない。

附則

第二十條 この政令第十五條第一項の規定並びに第十七條の規定中法第三十條、法第三十一條及び第三十四條に関する部分は、法公布の日から、その他の規定は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

2 第十五條第一項の規定を法公布の日から昭和二十三年八月三十一日までの間において施行する場合には、同項中「取引高税の納税義務者」とあるのは「法第二條第一項各号に掲げる営業をなす者」と読み替えるものとする。

第二十一條 國稅犯則取締法施行規則（明治三十三年勅令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第十八号の次に次の一号を加う。

十九 取引高税

第七條の二第三号の次に次の一号を加う。

四 取引高税

○取引高税法施行細則（昭和二十三年七月七日省令第六十号）

第一條 取引高税法（昭和二十三年法律第八号。以下法という。）第十一條第三項に規定する取引高税証紙の様式は、第一号様式による。

第二條 取引高税法施行規則（昭和二十三年政令第四百十九号）第五條に規定する納付書は、第一号書式による。

第三條 法第三十條第五項に規定する購入通帳の様式は、第二号様式による。

第四條 法第三十七條の規定により交付金の交付を受けようとする者は、取引高税印紙又は取引高税証紙を額面額の異なるごとに別紙に貼布して、交付金交付申請書に添付し、同條第一項第一号若しくは第二号に掲げる団体の所在地又は第三号に掲げる者の住所又は居所の所轄税務署長を経由して所轄財務局長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、交付金の交付を受けようとする者が法第三十七條第一項第一号に該当する者であるときは同号に規定する学校の長により、同項第二号に該当する者であるときは同号に規定する施設又は事業を営む者により、それぞれ当該学校に属し又は当該施設若しくは事業の利益を受ける者であることを証明する表示を受けなければならない。

3 第一項に規定する交付金交付申請書は、第二号書式による。

附則

第五條 この省令中第一條及び第三條の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

第六條 國庫出納金端計算法第一條第二項、第二條第二項及第四條第二項の國稅指定に関する省令（昭和十九年大藏省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一條に次の一号を加える。

二十九 取引高税（取引高税印紙又は取引高税証紙ヲ以テ納付スル取引高税ヲ除ク）

第二條に次の一号を加える。

十五 取引高税

取引高税 取引高税法施行細則

四〇九

取引高税 取引高税法施行細則

第一號様式



寸法
 縦三十六粒
 横三十一粒
 印形の直徑 二十粒
 粹 淡茶色 印影 赤色
 種類 拾參種
 拾錢 貳圓
 貳拾錢 參圓
 參拾錢 五圓
 五拾錢 拾圓
 壹圓 貳拾圓
 參拾圓
 五拾圓
 百圓

領收済通知書

第 号 年 度	納 入 所 住 氏 名	税務署	取引高税	現金收入
大 主 税 一 般 会 計				
金	万	千	百	十
年 至	月 分	年 月 日	領 收	
納付の目的 日本銀行何店印				

納 付 書

第 号 年 度	納 入 所 住 氏 名	税務署	取引高税	現金收入
大 主 税 一 般 会 計				
金	万	千	百	十
年 至	月 分	年 月 日	領 收	
納付の目的 納付場所 日本銀行何店(日本銀行本店・支店・代官店)				

領 收 証 書

第 号 年 度	納 入 所 住 氏 名	税務署	取引高税	現金收入
大 主 税 一 般 会 計				
金	万	千	百	十
年 至	月 分	年 月 日	領 收	
日本銀行何店印				

第一号様式 (用紙各片日本標準規格A6幅原紙(縦百三十五粒)

- 備考
- 一、納付書、領收済通知書及び領收証書の「番号」「年度」「税務署名」「人の住所氏名」、「金額」、「納付の目的」及び「納付場所」は、すべて納人において記載すること。
 - 二、「番号」は印紙購入通帳番号を記載し、「年度」は納付の日により区分して記載すること。
 - 三、「番号」、「年度」及び「金額」は「ラビヤ」数字をもって明瞭に記載すること。
 - 四、「納付の目的」には、法第十五條の規定による取引高税は「至月分」、法第十八條の規定による取引高税は何月分、法第二十八條の加算税を納付する場合は「法第二十八條の規定による加算税」と併記すること。
 - 五、取引高税申告書はこの書式に附屬せしめるときは、この書式一片の寸法により、領收済通知書の左片に附屬せしめること。

第二号様式(一)表

交付番号第 号 昭和 年 月 日 税務署交付 図

取引高税印紙購入通帳

大 藏 省

業 種 別	物品販賣業 の卸又は分 賣の区分	営業場所	都 道 府 縣	市 郡	区 町 村	丁 目	番 地
納 税 者 納 税 者 の 氏 名 又 は 名 義 者	都 道 府 縣	市 郡	区 町 村	丁 目	番 地		
納 税 者 の 住 所 又 は 納 税 者 の 住 所 の 氏 名 又 は 名 義 者	都 道 府 縣	市 郡	区 町 村	丁 目	番 地		

(印 刷 製 造)

申告書記載上の注意

- 一、取引高税申告書は、営業所ごとに営業所の所在地の所轄税務署長宛に提出して下さい。
- 二、毎月申告を要すべき場合（銀行業等の納付の場合）は自至を消して何月分と訂正し「印紙又は証紙で納付した分」の欄の記載を要しませ
- 三、すべての取引が五十円以上であつて、従つて取引高税の全部を印紙又は証紙をもつて納付した者は、現金納付分の欄及び加算税の欄は記載を要しません。又納付書等も要らないから申告書の部分だけを切りとつて直接税務署へ送つて下さい。
- 四、（い）の欄は印紙又は証紙で納付した際に切り捨てた端数（え）の欄に記入するもの（を）を含めない。（う）の欄は三ヶ月分の合計額（毎月申告を要する場合は一ヶ月分）について一円未満の端数を切り捨てたものを記入する。あ）の欄は右の（い）、（う）の合計額を記入する。
- 五、取引が全然無いとき又は非課税取引のみをなした場合においても、申告を三に準じて提出して下さい。
- 六、加算税の欄は、申告書の提出期限後に申告書を提出し又は申告書を修正する申告書を提出して納税するときに記載するのであつて即ち申告書の提出期限の翌日から納付の日までの日数に同じイの算出税額の税額百円につき一日十銭の割合を乗じて計算した金額に相當する金額（加算税の計算の基礎となるイの税額が百円未満であるときは、納付を要しない。なおイの税額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算する。この場合計算の結果の金額が十円未満であるときは納付を要しない）を記載するのでありこの加算税を法第十五條第一項の現金納付分とを合算した金額を納付書により納付するのである。

○印紙をもつてする歳入金納付に関する法律

（昭和二十三年七月十二日法律第四百二十二号）

- 第一條 國に納付する手数料、罰金、科料、過料、刑事追徴金、訴訟費用、非訟事件の費用及び少年法（大正十一年法律第四十二号）第六十一條の規定により徴収する費用は、印紙をもつて、これを納付せしめることができる。但し、印紙をもつて納付せしめることのできる手数料の種目は、各省各廳の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十條第二項に規定する各省各廳の長をいう。）が、これを定める。
 - 第二條 前條又は法令の規定により印紙をもつて租税その他の國の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。但し、取引高税法（昭和二十三年法第七百八号）第十一條第一項の規定により取引高税を納付するときは、この限りでない。
 - 2 前項に規定する収入印紙及び取引高税法第十一條第一項に規定する取引高税印紙の形式は、大蔵大臣が、これを定める。
 - 第三條 収入印紙及び取引高税印紙は、郵便局、郵便切手類賣さばき所又は印紙賣さばき所において、これを賣りさばくものとする。
 - 2 前項の規定による収入印紙及び取引高税印紙の賣さばきの管理及び手續に関する事項は、逓信大臣が、これを定める。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から、これを施行する。

取引高税 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律

取引高税 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律

四二〇

- 2 印紙をもつてする歳入金納付に関する勅令(大正九年勅令第九十号)は、これを廃止する。
- 3 この法律施行前印紙をもつてする歳入金納付に関する勅令第一條の但書の規定により主務大臣の定めた手数料の種目、同令第二條第二項の規定により大蔵大臣の定めた収入印紙の形式及び同令第三條の規定により逓信大臣の定めた収入印紙の賣さばきに関する規程は、それぞれ、この法律施行の際、第一條但書、第二條第二項及び第三條第二項の規定により定められたものとみなす。
- 4 通信事業特別会計法昭和二十二年法律第四十一号第一條第二項及び第二十三條中「収入印紙」を「収入印紙及び取引高税印紙」に改める。

輸入税免除拂戻

○關稅法

(抄録) (明治三十二年三月十四日法律第六十一號)

第二十九條ノニ 本法ニ於テ保税地域ト稱スルハ稅關構内、保税倉庫、「稅關假置場」、稅關長カ外國貨物ヲ藏置シ得ヘキ場所トシテ指定又ハ特許シタル場所ヲ謂フ

第三十一條 貨物ノ輸出若ハ輸入ヲ爲サントスル者ハ稅關ニ申告シ貨物ノ検査ヲ經テ其ノ免許ヲ受クヘシ但シ左ニ掲グル場合ニ於テハ稅關官吏ニ、稅關官吏現場ニ在ラサルトキハ收稅官吏ニ申告シ其ノ検査及免許ヲ受クルコトヲ得

一 漕難船舶ノ修繕、救援又ハ救助ノ費用其ノ他航海ヲ繼續スルニ必要ナル費用ヲ支辨スル爲貨物ヲ賣却スルトキ

二 漕難船舶ニ積載セル損傷貨物又ハ腐敗シ易キ貨物ヲ讓渡スルトキ

三 漕難船舶又ハ難破貨物ヲ輸入スルトキ

四 漕難船舶ヨリ上陸シタル旅客ノ携帶品ヲ輸入スルトキ

第三十四條 輸入貨物ハ輸入免許ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ引取ルコトヲ得ス但シ當該官吏ノ認許ヲ得税金ノ擔保トシテ金錢ヲ提供シタルトキハ輸入貨物ノ引取ヲ爲スコトヲ得

第七十五條 關稅ノ浦脱ヲ圖リ又ハ關稅ヲ浦脱シタル者ハ其ノ追脱ヲ圖リ又ハ浦脱シタル税金ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ犯罪ニ係ル貨物カ關稅定率法別表輸入稅表第四百十二號第二項ニ掲グル貴石ナルトキハ罰

輸入税免除拂戻 關稅法

四二一

輸入税免除拂戻 關稅定率法

金ハ其ノ原價ノ五倍ニ相當スル金額トス (昭和二十三年法律第七號改正)

第七十五條ノ二 前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ税金ノ五倍ヲ超エ十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得但シ犯罪ニ係ル貨物カ前條但書ニ掲グル貴石ナルトキハ罰金ハ其ノ原價ノ五倍ヲ超エ十倍以下ニ相當スル金額トス

前條及前項ノ場合ニ於テ罰金額カ二十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ二十圓トス (昭和二十三年法律第七號改正)

第四條 第十條、第十三條、第十四條、第十六條乃至第三十二條、第三十四條本文、第三十七條、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條ノ四乃至第四十一條、第四十五條、第五十九條及第九十九條乃至第一百條ノ規定ノ適用ニ付テハ本州、北海道、四國、九州及命令ノ定ムル其ノ附屬島嶼以外ノ地域ハ當分ノ間之ヲ外國ト看做ス

別表中港域の欄を削る。

○關稅定率法

(抄錄) (明治四十三年四月十五日法律第五十四號)

- 第一條 外國ヨリ輸入スル物品ニハ別表ニ依リ關稅ヲ課ス
- 第二條 從價稅品ハ輸入ノ際ニ於ケル到着價格ニ依リテ課稅ス
- 第七條 左ノ物品ニハ輸入稅ヲ免ス
 - 一 御料品
 - 二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並其ノ從者ニ屬スル物品
 - 三 削除

四 政府ノ輸入ニ係ル炭化水素油

五 削除

- 六 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準スヘキ使節ニ屬スル自用品及在本邦外國大使館又ハ公使館ニ屬スル公用品但シ本邦ヨリ派遣シタル大使、公使其ノ他之ニ準スヘキ使節ニ屬スル自用品又ハ本邦大使館若ハ公使館ニ屬スル公用品ニ對シ免稅ニ制限ヲ附スル國ニ付テハ相互條件ニ依ル
- 七 本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ屬スル自用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ屬スル自用品及本邦領事館ニ屬スル公用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦領事館ニ屬スル公用品
- 八 本邦在住者ニ贈與スル勳章、賞牌及記章
- 九 記録文書其ノ他ノ書類
- 十 官立公立ノ學校、博物館、物品陳列所等ノ營造物及命令ヲ以テ指定シタル私立ノ學校ニ陳列スル標本又ハ參考品ニシテ大藏大臣ノ認許シタルモノ
- 十一 慈善又ハ救恤ノ爲ニ寄贈セラレタル給與品及孤兒院、養老院、施療病院等ノ慈善團體ニ寄贈セラレタル物品ニシテ直接慈善ノ用ニ供スルモノ
- 十二 法人タル社寺、教會又ハ禮拜堂ニ寄贈セラレタル式典用具及禮拜用具
- 十三 政府ノ專賣品又ハ酒精ノ製造ニ供スル原料品ニシテ政府ノ輸入ニ係ルモノ
- 十四 商品ノ見本但シ見本用ニノミ適スルモノニ限ル
- 十五 旅客ノ用品及旅客ノ職業上必要ナル器具但シ旅客ノ身分ニ相當スルモノニシテ稅關カ適當ト認メタルモノニ限ル
- 十六 在外公館ヨリ送還シタル物品

輸入税免除拂戻 關稅定率法

- 十六 個人ニ屬スル引越荷物但シ既ニ使用セラレタルモノニ限ル
 - 十七 輸出シタル物品ニシテ五年以内ニ輸入セラレ輸出ノ時ノ性質及形状ヲ變セサルモノ但シ酒精、酒類、砂糖及第八條又ハ第九條ニ依リ輸入税ノ免除又ハ拂戻ヲ受ケタル物品ヲ除ク
 - 十八 命令ヲ以テ指定シタル輸出貨物ノ容器ニシテ再輸入スルモノ但シ第八條ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ除ク
 - 十九 本邦ヨリ出漁セル船舶ヲ以テ捕獲採取シタル魚介類、海獸、海藻其ノ他ノ水産物及其ノ製品ニシテ工程ノ簡單ナルモノ但シ當該船舶又ハ之ニ附屬セル船舶ヲ以テ輸入シタルモノニ限ル
 - 二十 外國航行ノ艦船ニ船用ノ爲引渡ス物品但シ第十條ニ掲クル物品ヲ除ク
 - 二十一 難破シタル本邦船舶ノ解體材及機裝品
 - 二十二 本邦ヨリ出港シタル船舶ニ搭載シタル輸出貨物ニシテ該船舶難破シタル物積戻リタルモノ但シ第八條又ハ第九條ニ依リ輸入税ノ免除又ハ拂戻ヲ受ケタル物品ヲ除ク
 - 二十三 國道府縣其ノ他ノ公共團體、政府ノ指定スル産業ニ關スル法人又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ノ輸入スル種用動物、獸疫免疫血清及獸疫豫防接種液
 - 二十四 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認許ヲ受ケ輸入スル航空機又ハ航空機用ノ發動機若ハプロペラ
- 第八條 左ノ物品ニシテ輸入ノ日ヨリ一年以内ニ再ヒ輸出スルモノニハ輸入税ヲ免ス但シ輸入ノ際税金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得
- 一 加工ノ爲輸入スル品物ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ
 - 二 輸入貨物ノ容器ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ
 - 三 輸出貨物ノ容器ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ

- 三 修繕ノ爲輸入スル物品
 - 四 學術研究ノ爲輸入スル物品
 - 五 試験品トシテ輸入スルモノ
 - 六 注文取集ノ爲輸入スル見本品
 - 六ノ二 製作見本品トシテ輸入スルモノ
 - 七 本邦ニ渡來スル巡回興行者カ輸入スル興行用物品
 - 八 博覽會、展覽會、共進會又ハ品評會等へ出品スル爲輸入スル物品
- 第九條 輸入原料品ニシテ命令ヲ以テ指定シタル輸出品ノ製造ニ使用スルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入税ノ全部又ハ一部ノ免除又ハ拂戻ヲ爲スコトヲ得
- 輸入原料品ニシテ製帽用兔毛、絨維素バルブ、機械用若ハ工業用ニ供スル爲形ツクリタル貴石、茶鉛、厚〇・一七ミリメートルヲ超エサル亜鉛薄板又ハ命令ヲ以テ指定シタル酒精、油又ハ油槽ノ製造ニ使用スルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入税ノ全部又ハ一部ヲ免除又ハ拂戻ヲ爲スコトヲ得
- 前二項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ爲ス場合ニ於テハ輸入ノ際税金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得 詐欺其ノ不正ノ行爲ヲ以テ第一項又ハ第二項ノ拂戻ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ハ關稅法第七十五條ノ例ニ依リ處分ス

○關稅法施行規則

(抄錄) (明治三十二年六月勅令第三百十九號)

第三條 關稅ヲ徵收セントスルトキハ納金額及納付スヘキ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ヲ指定シタル文書

輸入税免除拂戻 關稅定率法

輸入税免除拂戻 關稅法施行規則・關稅法第百四條の規定に基き附屬島しよを 四二六

ヲ以テ納税人ニ告知スヘシ但シ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ニ納付セシムル場合ノ外告知書ヲ要セス
第五條 旅客ノ携帶品關稅法第三十一條但書ニ掲ケタル貨物等ニ付キ貨物ヲ検査シタル官吏直ニ關稅ヲ徵收ス
 ルトキハ他ノ官吏若ハ公吏ノ立會アルヲ要ス
 前項ニ依リ關稅ヲ徵收シタルトキハ立會官吏若ハ公吏ノ證明ヲ受ケ税關ニ報告スヘシ

○關稅法第百四條の規定に基き附屬島しよを定める件

(昭和二十三年七月七日省令第五十九號)

關稅法(明治三十二年法律第六十一號)第百四條に規定する附屬島しよは、本州、北海道、四國及び九州の附屬島しよ中左に掲げる島しよ以外の島しよをいう。

- 一 千島列島(瑤瑤瑠諸島を含む。)
- 二 小笠原諸島、硫黃列島、大東島諸島、沖島島、南島島及び中島島
- 三 竹の島
- 四 北緯三十度以南の南西諸島(口の島を含む。)

附則
 この省令は、公布の日から、これを施行する。

○關稅定率法第九條ニ依ル命令ノ件 (大正十年五月三十日勅令第二百三十八號)

改正 大正十一年勅七七號、同一四年勅二九二號、同一五年勅五五號、昭和二年勅五九號、同四年勅二二六

號、同六年勅三九號、同七年勅八三號、同九年勅二七五號、同一〇年勅七三號、同一一年勅九二二號、同年勅二六二號、同年勅四六八號、同一二年勅四一四號、同一三年勅二〇一號、同一四年勅一九五號、同年勅四五七號、同一六年勅二六五號、同一八年勅九五〇號、同一二年勅四八九號

第一條 關稅定率法第九條第一項ノ規定ニ依リ製造品並輸入原料品及之ニ對スル輸入税ノ免除率ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 銅ノ塊、錠、條、竿、板、線、燃合線、管、管又ハ其ノ製品 銅ノ塊又ハ錠 每百斤 七圓
- 二 眞鍮、青銅又ハ其ノ他ノ銅合金ノ塊、錠、條、竿、板、線、燃合線、管、管又ハ其ノ製品 銅、眞鍮又ハ青銅ノ塊又ハ錠 每百斤 七圓
 銅、眞鍮又ハ青銅ノ屑又ハ故(改造用ノミニ適スルモノ) 每百斤 七圓
- 三 絶縁電線 銅ノ塊又ハ錠 每百斤 七圓
 銅ノ屑又ハ故(改造用ノミニ適スルモノ) 每百斤 七圓

第二條 關稅定率法第九條第二項ノ規定ニ依リ輸入税ヲ免除スル原料品及之ニ對スル輸入税ノ免除率ヲ定ムルコト左ノ如シ

製造品	輸入原料品	免除率
一 製帽用兔毛	兔毛皮	四割
二 纖維素パルプ	葦	五分
	木材	
	一 ネットコ屬(レッドシダー等)及ツガ屬(ムロツヤ等)	

輸入税免除拂戻 關稅定率法第九條ニ依ル命令ノ件 四二七

輸入税免除拂戻 關稅定率法第九條ニ依ル命令ノ件

イ	厚六十ミリメートルヲ超エ 二百ミリメートルヲ超エサ ルモノ	每立方メートル	七圓四十二錢
ロ	厚二百ミリメートルヲ超エ タルモノ	每立方メートル	四圓九十九錢
ハ	丸太及削材	每立方メートル	四圓四十五錢
ニ	モミ屬(トドマツ等)、タウヒ 屬(エリマツ、スプルス等) 及カラマツ屬(落葉松等)	每立方メートル	六圓
イ	厚二百ミリメートルヲ超エ サルモノ	每立方メートル	三圓六十四錢
ロ	其ノ他(丸太及削材ヲ含ム)	每立方メートル	三圓六十四錢
貴石		從價	五分
鉛ノ塊又ハ錠		每百斤	四十錢
鋅ノ塊、錠又ハ粒		每百斤	三圓
茶 鉛		從價	三割
四	厚〇・一七ミリメートルヲ超エ サル亞鉛薄板		
六	酒精(攝氏十五度ニ於テ〇・七 九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純 酒精トシ原容量百分中純酒精ノ 容量九十以上ノモノ)		
糖蜜			
イ	糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル 重量全重量ノ百分ノ六十ヲ超 エサルモノ	每百斤	一圓七十五圓

七油

イ 落花生油

落花生

イ	脱穀セザルモノ	每百斤	一圓六十八錢
ロ	其ノ他	每百斤	二圓四十三錢
カ	菜子油又ハ芥子油	每百斤	一圓十四錢

第三條 前二條ニ掲クル製造品ノ製造ニハ輸入原料品ト同種ノ原料品ヲ混淆使用スルコトヲ得ス但シ豫メ稅務官署ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前二條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ以テスル製造ハ稅務官署ノ承認ヲ受ケタル製造場ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

〔施行令〕 一・二・三・四・五・六・八・九・一〇・一一・一三・一四・一五

第三條ノ二 輸入原料品ト同種ノ原料品ヲ混淆使用セサル第一條第一號ノ銅ノ條、竿、板若ハ線又ハ第二號ノ眞鍮若ハ青銅ノ條、竿、板若ハ線ハ之ヲ同條第一號ノ銅ノ條、燃合線若ハ製品中ランプ口金、蝶鈎、鋸、釘、若ハ洗面器類、第二號ノ眞鍮若ハ青銅ノ製品中ランプ口金、蝶鈎、鋸、釘、洗面器類若ハ食器類又ハ第三號ノ絶緣電線ノ製造ニ使用スルコトヲ得

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ輸入税ノ免除ヲ受ケタル原料品ノ輸入申告者ヨリ輸入税ヲ追徴輸入税免除拂戻 關稅定率法第九條ニ依ル命令ノ件

輸入税免除拂戻 關稅定率法第九條ニ依ル命令ノ件

四三〇

又但シ第四號及第五號ノ場合ニ於テ其ノ期間内ニ輸入原料品又ハ其ノ製造品カ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルコトニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 輸入原料品ヲ他ノ用途ニ供シタルトキ
- 二 第三條ノニノ場合ヲ除クノ外第一條ノ原料品ヲ輸出以外ノ目的ニ供シタルトキ
- 三 第三條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタルトキ
- 四 第一條ノ原料品輸入ノ日ヨリ二年内ニ製造品ヲ輸出セサルトキ
- 五 第二條ノ原料輸入ノ日ヨリ一年内ニ製造ヲ終ヘサルトキ

〔施省令〕 六ノ二・七

第五條 當該官吏ハ隨時製造場又ハ藏置場ニ就キ原料品、製造品、副産物、製造用器具機械又ハ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第六條 當該官吏ハ原料品、製造品、副産物、藏置場又ハ製造用器具機械ニ封印ヲ施シ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

附則

本令ハ大正十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス（以下略）

附則（昭和十八年勅令第九百五十號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前輸入シタル原料品ヲ用ヒテ従前ノ第一條第一種ノ製造品ヲ製造シ本令施行後輸出シタル者ニ對シテハ仍従前ノ例ニ依リ輸入税ノ拂戻ヲ爲ス

○關稅定率法第九條施行ニ關スル件

（大正十年五月三十一日大藏省令第十八號）

改正 大正一四年省令二〇號、同一五年省令一八號、昭和四年省令七號、同九年省令三一號、同一一年省令一六號、同年省令四〇號、同一四年省令三五號、同一八年省令一二四號

第一條 大正十年勅令第二百三十八號第一條又ハ第二條ノ原料品ヲ用ヒテ製造ヲ爲サムトスル者ハ製造品ノ名稱、製造場、原料品又ハ製造品ノ藏置場、一年間ニ於ケル原料品使用見込高及原料品ノ輸入手數ヲ爲スヘキ稅關名ヲ製造場所轉稅務署ニ申告シテ承認ヲ受クヘシ承認ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ前項ノ承認ハ大正十年勅令第二百三十八號第三條ノ二ノ規定ニ依リ製造セムトスル銅、眞鍮又ハ青銅ノラシブ口金、蝶鈇、銚、釘、洗面器類若ハ食器類ニ付テハ一製造場ニ於テ使用スヘキ輸入原料品ノ使用見込高一年二萬斤ニ達スルモノアル場合ニ限リ之ヲ與フルモノトス

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ製造場所轉稅務署ハ前條ノ承認ヲ取消スコトヲ得

- 一 製造者カ大正十年勅令第二百三十八號又ハ本令其ノ他關稅ニ關スル法令ニ違反シ又ハ該當官吏ノ指揮ニ從ハサルトキ
- 二 大正十年勅令第二百三十八號第三條ノ二ノ規定ニ依リ銅、眞鍮又ハ青銅ノラシブ口金、蝶鈇、銚、釘、洗面器類若ハ食器類ヲ製造スル者ノ毎二年ノ輸入原料品使用高ノ一年平均カ前條第二項ノ斤數ニ達セサル

トキ

第三條 製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ少クトモ一月前ニ製造場所轉稅務署ニ其ノ旨申告スヘシ

第四條 輸入税ノ免除ヲ受ケムトスル原料品ノ輸入申告ハ第一條ノ承認ヲ受ケタル製造者ノ名ヲ以テシ且其ノ申告書ニハ使用ノ目的、製造場及藏置場ヲ附記スルコトヲ要ス

輸入税免除拂戻 關稅定率法第九條施行ニ關スル件

四三一

輸入税免除拂戻 關稅定率法第九條施行ニ關スル件

四三二

第五條 輸入税ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ使用セムトスル者ハ使用前原料品ノ名稱、種類、數量、使用ノ目的、製造場及藏置場ヲ記シタル文書ニ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ添附シ製造場所轉稅務署ニ申告シテ承認ヲ受クヘシ

大正十年勅令第二百三十八號第三條ノニノ規定ニ依リ銅ノ線、撚合線、銅、眞鍮又ハ青銅ノランプ口金、蝶鈎、鋏、釘、洗面器類若ハ食器類絶緣電線ノ製造ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ前項ノ輸入免狀又ハ證明書ニ代フルニ銅、眞鍮又ハ青銅ノ條、竿、板若ハ線ニ對スル稅務署ノ製造検査書ヲ以テスヘシ

第六條 大正十年勅令第二百三十八號第三條ノ規定ニ依リ原料品ヲ混淆使用シテ製造ヲ爲サムトスル者ハ前條第一項ノ規定ニ依ル申告書ニ混淆スヘキ他ノ原料品ノ品名、種類、數量及使用ノ割合ヲ附記スヘシ

第六條ノ二 輸入税ノ免除ヲ受ケタル原料品又ハ其ノ製造品ニシテ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルトキハ原料品ノ輸入申告者ハ其ノ事實ヲ原料品ノ輸入手數ヲ爲シタル稅關ニ申告シテ其ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ稅關ハ亡失シタル地ノ所轉稅務署又ハ警察官署ノ亡失證明書ヲ前項申告ノ際提出セシムルコトヲ得

第七條 輸入税ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ他ノ用途ニ供セムトスルトキ又ハ大正十年勅令第二百三十八號第一條ノ製造品ヲ輸出以外ノ目的ニ供セムトスルトキハ製造者ハ其ノ旨製造場所轉稅務署ニ申告シテ承認ヲ受クヘシ

第八條 輸入税ノ免除ヲ受ケタル原料品又ハ製造品及副産物ハ他ノ同種ノ原料品又ハ製造品及副産物ト區別シテ之ヲ藏置スヘシ

第九條 製造者輸入税ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ使用シ製造品ノ製造ヲ終リタルトキハ製造品及副産物ノ名稱

及數量並之ニ使用シタル原料品ノ名稱、種類及數量ヲ製造場所轉稅務署ニ申告シテ檢定ヲ受クヘシ

第十條 輸入税ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ使用シテ製造シタル物品又ハ副産物ヲ製造場ヨリ搬出セムトスルトキハ其ノ名稱、數量及搬出先ヲ記シタル文書ヲ以テ製造場所轉稅務署ニ申告スヘシ

第十一條 大正十年勅令第二百三十八號第一條ノ製造品ヲ輸出セムトスルトキハ輸出申告書ニ稅務署ノ製品検査書ヲ添附スヘシ

前項ノ製品検査書ニハ左記事項ヲ記載スヘシ

- 一 原料品ノ輸入免狀番號及輸入手數ヲ爲シタル稅關名
- 二 製造品ノ名稱及數量
- 三 輸入原料品ノ名稱、種類及數量但シ大正十年勅令第二百三十八號第三條ノ規定ニ依リ輸入原料品ト同種ノ原料品ヲ混淆使用シテ製造シタル製造品及副産物ニ付テハ各原料品ノ割合
- 四 製造場
- 五 検査書作成ノ年月日

第十二條 製造者大正十年勅令第二百三十八號第二條製造品ノ製造ヲ終リタルトキハ其ノ製造品及副産物ノ名稱、數量並之ニ使用シタル原料品ノ名稱、種類及數量ヲ製造場所轉稅務署ニ申告シ検査ヲ受ケ其ノ製品検査書ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ製品検査書ハ前條ノ検査書ニ準シ作成スヘシ

第十三條 輸入税ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ用キ製造シタル第一條ノ製造品ヲ輸出スルトキハ其ノ原料品ノ輸入手數ヲ爲シタル稅關ヲ經由スヘシ但シ輸入手數ヲ爲シタル稅關ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 削除

輸入税免除拂戻 關稅定率法第九條施行ニ關スル件

四三三

輸入税免除拂戻 贅澤品等ノ輸入税ニ關スル法律

四三四

第十五條 製造者ハ左記事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 輸入原料品ノ名稱、種類、數量、藏置場、輸入手數ヲ爲シタル税關及製造場ニ搬入ノ年月日
- 二 使用シタル輸入原料品及之ト混淆使用シタル他ノ同種ノ原料品ノ名稱、種類、數量及使用ノ年月日
- 三 製造品及副産物ノ名稱、數量及製造ノ年月日但シ輸入原料品ト他ノ同種ノ原料品ヲ混淆使用シテ製造シタル製造品及副産物ニ付テハ各原料品ノ使用割合
- 四 第九條ノ検査ヲ受ケタル製造品及副産物ノ名稱、數量及検査ノ年月日
- 五 製造場ヨリ搬出シタル原料品、製造品及副産物ノ名稱、數量、搬出先及搬出ノ年月日
- 六 原料品、製造品又ハ副産物ニシテ製造場ニ於テ亡失シタルモノアルトキハ其ノ名稱、種類、數量、亡失ノ事由及其ノ年月日

附則

本令ハ大正十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス（以下略）

附則（昭和十八年省令第二百二十四號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○贅澤品等ノ輸入税ニ關スル法律

（大正十三年七月三十一日法律第二十四號）

改正 大正一四年法四一號、昭和四年法三四號、同一〇年法四〇號、同一一年法四〇號

關稅定率法別表輸入稅表ニ掲クル物品ニシテ本法ノ別表ニ掲クルモノニハ當分ノ内同輸入稅表ニ依ラス從價十割ノ輸入稅ヲ課ス

切り若ハ磨カサル半貴石又ハエヲ加ヘサル琥珀ニシテ機械用品又ハ工業用品ノ製造ニ供スルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル輸入稅ノ一部ヲ免除スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ爲ス場合ニ於テハ輸入ノ際免除スヘキ税金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

〔施勅令〕 一・二〔施省令〕

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表略

附則（大正十四年法律第四十一號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和四年法律第三十四號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十年法律第四十號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十一年法律第四十號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○大正十三年法律第二十四號第二項ニ掲クル貴石、半貴石

又ハ琥珀ノ輸入稅一部免除ニ關スル件

（大正十四年四月一日勅令第五十六號）

輸入税免除拂戻

大正十三年法律第二十四號第二項ニ掲クル貴石、半貴石又ハ琥珀ノ輸入稅一部免除ニ關スル件

四三五

輸入税免除拂戻 大正十四年勅令第五十六號施行ニ關スル件

改正 昭和一〇年勅令七十二號

四三六

第一條 大正十三年法律第二十四號第二項ニ掲クル半貴石又ハ琥珀ノ輸入税ニ付テハ左ノ割合ニ依リテ算出シタル金額ヲ免除ス

半貴石

輸入税ノ八割

琥珀

輸入税ノ八割

第二條 大正十年勅令第二百三十八號第三條第二項、第四條第一號第三號第五號、第五條及第六條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リ輸入税ヲ免除スル場合ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十年勅令七十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○大正十四年勅令第五十六號施行ニ關スル件

(大正十四年四月一日大藏省令第八號)

大正十四年勅令第五十六號ノ施行ニ關シテハ大正十年大藏省令第十八號第一條第一項、第二條第一號、第三條、第四條、第五條第一項、第七條、第八條、第十條、第十二條及第十五條ノ規定ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國稅犯則取締

國稅犯則取締法

(明治三十三年三月十七日法律第六十七號)

改正 明治三十七年法一一號、同四一年法八號、昭和一九年法七號、同二二年法二九號、同二二年法一四二號、同二三年法一〇七號

質問、検査、領置

第一條 收税官吏ハ國稅(關稅及噸稅)ヲ除ク以下同シ)ニ關スル犯則事件(以下犯則事件ト稱ス)ヲ調査スル爲必要アルトキハ犯則嫌疑者若ハ參考人ニ對シ質問シ犯則嫌疑者ノ所持スル物件、帳簿、書類等ヲ検査シ又ハ此等ノ者ニ於テ任意ニ提出シタル物ヲ領置スルコトヲ得(昭和二十二年法律第二十九號、同年法律第四百四十二號、同二十三年法律第七號改正)
收税官吏ハ犯則事件ヲ調査スル爲必要アルトキハ參考人ノ所持スル物件、帳簿、書類ヲ検査スルコトヲ得(昭和二十二年法律第四百四十二號追加)

〔施規〕 一

第二條 收税官吏ハ犯則事件ヲ調査スル爲必要アルトキハ其ノ所屬官署ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲スコトヲ得(昭和二十二年法律第二十九號改正)
前項ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ收税官吏ハ臨檢スヘキ場所、搜索スヘキ身體若ハ物件又ハ差押ヲ爲スヘキ物件ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得(同上)

收税官吏第一項又ハ前項ノ許可ヲ請求セントストキハ其ノ理由ヲ明示シテ之ヲ爲スヘシ(同上)

國稅犯則取締 國稅犯則取締法

四三七

臨檢、搜索、差押

前項ノ請求アリタルトキハ地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ハ臨檢スヘキ場所、搜索スヘキ身體又ハ物件、差押ヲ爲スヘキ物件、請求者ノ官職氏名、有効期間及裁判所名ヲ記載シ自己ノ記名捺印シタル許可狀ヲ收稅官吏ニ交付スヘシ此ノ場合ニ於テ犯則嫌疑者ノ氏名及犯則事實明カナルトキハ裁判官ハ此等ノ事項ヲモ記載スヘシ(同上)

收稅官吏ハ前項ノ許可狀ヲ他ノ收稅官吏ニ交付シテ臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲サシムルコトヲ得(同上)

〔施規〕 二・三・四・五

現行犯

第三條

間接國稅ニ關シ現ニ犯則ヲ行ヒ又ハ現ニ犯則ヲ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル事件ニ付其ノ證據ヲ集取スル爲必要ニシテ且急速ヲ要シ前條第一項又ハ第二項ノ許可ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ犯則ノ現場ニ於テ收稅官吏ハ同條第一項ノ處分ヲ爲スコトヲ得(昭和二十二年法律第二十九號、同二十三年法律第七號改正)

間接國稅ニ關シ現ニ犯則ニ供シタル物件若ハ犯則ニ因リ得タル物件ヲ所持シ又ハ顯著ナル犯則ノ痕跡アリテ犯則アリト思料セラルル者アル場合ニ於テ其ノ證據ヲ集取スル爲必要ニシテ且急速ヲ要シ前條第一項又ハ第二項ノ許可ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ者ノ所持スル物件ニ對シ收稅官吏ハ同條第一項ノ處分ヲ爲スコトヲ得(同上)

身分證明

第四條 收稅官吏質問、檢査、領置、臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲スコトキハ其身分ヲ證明スヘキ證據ヲ携帶スヘシ(昭和二十二年法律第二十九號改正)

第五條 收稅官吏臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲スニ當リ必要ナルトキハ警察官又ハ警察吏員ノ援助ヲ求ムルコトヲ得(昭和二十二年法律第二十九號、同二十三年法律第七號改正)

警察官又ハ警察吏員ノ援助ヲ求人

第六條 收稅官吏搜索ヲ爲スコトキハ搜索スヘキ家宅、倉庫、船車、其ノ他ノ場所ノ所有主、借主、管理者、事務員又ハ同居ノ親族、雇人、隣佑ニシテ成年ニ達シタル者ヲシテ立會ハシムヘシ

前項ニ掲グル者其ノ地ニ在ラサルトキ又ハ立會ヲ拒ミタルトキハ其ノ地ノ警察官又ハ警察吏員又ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘシ(昭和二十三年法律第七號改正)

差押手續

第七條

收稅官吏犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキハ其ノ差押目錄ヲ作ルヘシ但シ所有者又ハ所持者ハ其ノ差押目錄ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得(明治四十一年法律第八號改正)

差押物件ハ便宜ニ依リ保管證ヲ徴シ所有者、所持者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルコトヲ得差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス(同上)

差押物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ財務局長又ハ稅務署長ハ之ヲ公賣ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得(明治三十七年法律第十一號、昭和二十二年法律第四百十二號改正)

〔施規〕 五・六・七・八・一二・一三

時刻制限

第八條

收稅官吏ハ日没ヨリ日出マテノ間臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲スコトヲ得ス但シ第三條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス(昭和二十二年法律第二十九號改正)

日没前ヨリ開始シタル臨檢、搜索又ハ差押ニシテ必要アル場合ハ日没後迄之ヲ繼續スルコトヲ得(明治四十四年法律第八號追加)

收稅官吏ハ命令ヲ以テ定ムル國稅ニ付テハ旅店、飲食店其ノ他夜間ト雖モ公衆ノ出入スルコトヲ得ヘキ場所ニ於テハ其ノ公開シタル時間内ハ第一項ニ規定スル制限ニ拘ラス臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲スコトヲ得(昭和十九年法律第七號追加、同二十三年法律第七號改正)

〔施規〕 一七ノ二

出入禁止

第九條

收稅官吏質問、檢査、臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲ス間ハ何人ニ限ラス許可ヲ得スシテ其ノ場所ニ出入ス

國稅犯則取締法

國稅犯則取締 國稅犯則取締法

ルコトヲ禁スルコトヲ得(昭和二十二年法律第二十九號改正)

順末書 第十條 收稅官吏質問、檢査、臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲シタルトキハ其ノ順末ヲ記載シ立會人又ハ質問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名捺印スヘシ立會人又ハ質問ヲ受ケタル者署名捺印セス又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ(昭和二十二年法律第二十九號改正)

〔施規〕 一二

證憑集取

第十一條 犯則事件ノ證憑集取ハ事件發見地ヲ所轄スル財務局又ハ稅務署ノ收稅官吏之ヲ爲ス

財務局收稅官吏ノ集取シタル證憑ハ之ヲ所轄稅務署收稅官吏ニ引繼クヘシ但シ重要ナル犯則事件ノ證憑ニ付テハ此ノ限ニ在ラス(昭和二十二年法律第四十二號改正)

稅務署收稅官吏ノ集取シタル重要ナル犯則事件ノ證憑ハ之ヲ所轄財務局收稅官吏ニ引繼クヘシ(昭和二十二年法律第四十二號追加)

土地管轄

同一犯則事件ニ付數個所ニ於テ發見セラレタル時ハ各發見地ニ於テ集取セラレタル證憑ハ之ヲ最初ノ發見地所轄稅務署ノ收稅官吏ニ引繼クヘシ但シ其ノ證憑カ重要ナル犯則事件ノ證憑ナルトキハ最初ノ發見地所轄財務局ノ收稅官吏ニ引繼クヘシ(明治三十七年法律第十一號、昭和二十二年法律第四十二號改正)

土地管轄

第十二條 收稅官吏前各條ニ依リ質問、檢査、臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲スハ其ノ所屬財務局又ハ所屬稅務署ノ管轄區域内ニ限ル但シ既ニ著手シタル犯則事件ニ關聯シ他ノ財務局又ハ稅務署ノ管轄區域ニ於テ質問、檢査、領置、臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲スヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス(明治三十七年法律第十一號、昭和二十二年法律第二十九號改正)

稅務署長ハ其ノ管轄區域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得

財務局長ハ其ノ管轄區域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ財務局長又ハ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得(昭和二十二年法律第四十二號追加)

收稅官吏ノ告發

第十二條ノ二 收稅官吏ハ間接國稅以外ノ國稅ニ關スル犯則事件ノ調査ニ依リ犯則アリト思料スルトキハ告發ノ手續ヲ爲スヘシ(昭和二十三年法律第七號追加)

報告又ハ收稅官吏ノ告發

第十三條 收稅官吏間接國稅ニ關スル犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ財務局長又ハ稅務署長ニ報告スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ直ニ告發スヘシ(明治三十七年法律第十一號、昭和二十二年法律第四十二號、同二十三年法律第七號改正)

- 一 犯則嫌疑者ノ居所分明ナラサルトキ
- 二 犯則嫌疑者逃走ノ虞アルトキ
- 三 證憑湮滅ノ虞アルトキ

通告處分

第十四條 財務局長又ハ稅務署長ハ間接國稅ニ關スル犯則事件ノ調査ニ依リ犯則ノ心證ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ料料ニ相當スル金額、沒收品ニ相當スル物品、徵收金ニ相當スル金額及書類送達並差押物件ノ運搬、保管ニ要シタル費用ヲ指定ノ場所ニ納付スヘキ旨ヲ通知スヘシ但シ沒收品ニ相當スル物品ニ付テハ納付ノ申出ノミヲ爲スヘキ旨ヲ通告スルコトヲ得(明治三十七年法律第十一號、同四十一年法律第八號、昭和二十二年法律第四十二號、同二十三年法律第七號改正)

犯則者通知ノ旨ヲ履行スルノ資力ナシト認ムルトキハ前項ノ通告ヲ要セス直ニ告發スヘシ情狀懲役ノ刑ニ處スヘキモノト思料スルトキ亦同シ(昭和十九年法律第七號改正)

公訴時效ノ中斷

第十五條 前條第一項ノ通告アリタルトキハ公訴ノ時效ヲ中斷ス(昭和二十三年法律第七號改正)

不再訴

第十六條 犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ付訴ヲ受クルコトナシ

國稅犯則取締 國稅犯則取締法

國稅犯則取締 國稅犯則取締法

沒收品ノ
保管

第十四條第一項但書ニ依ル通告ニ對シ犯則者通告ノ旨ヲ履行シタル場合ニ於テ沒收品ニ該當スル物品ヲ所持スルトキハ公賣其ノ他必要ノ處分ヲ爲ス迄之ヲ保管スルノ義務アルモノトス但シ保管ニ要スル費用ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス(明治四十一年法律第八號追加)

通告不履
行ニ依ル
告發

第十七條 犯則者通告ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ之ヲ履行セサルトキハ財務局長又ハ稅務署長ハ告發ノ手續ヲ爲スヘシ但シ七日ヲ過クルモ告發前ニ履行シタルトキハ此ノ限ニ在ラス(明治三十七年法律第十一號、昭和二十二年法律第四十二號改正)

犯則者ノ居所分明ナラサル爲又ハ犯則者書類ノ受領ヲ拒ミタル爲通告スルコト能ハサルトキ亦前項ニ同シ(明治四十一年法律第八號追加)

差押物件
ノ引繼

第十八條 犯則事件ヲ告發シタル場合ニ於テ差押物件アルトキハ差押目録ト共ニ檢察官ニ引繼クヘシ(昭和二十二年法律第二十九號改正)

前項ノ差押物件所有者、所持者又ハ市町村ノ保管ニ係ルトキハ保管證ヲ以テ引繼ヲ爲シ差押物件引繼ノ旨ヲ保管者ニ通知スヘシ

通知處分

第十九條 財務局長又ハ稅務署長間接國稅ニ關スル犯則事件ヲ調査シ犯則ノ心證ヲ得サルトキハ其ノ旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知シ物件ノ差押アルトキハ之カ解除ヲ命スヘシ(明治三十七年法律第十一號、昭和二十二年法律第四十二號、同二十三年法律第七號改正)

收稅官吏間接國稅以外ノ國稅ニ關スル犯則事件ニ付差押ヘタル物件ニシテ留置ノ必要ナシト認ムルトキハ之ヲ還付スヘシ(昭和二十三年法律第七號追加)

〔施設〕 一一

第十九條ノ二 間接國稅ニ關スル犯則事件ニ付第一條第一項ノ規定ニ依ル收稅官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌

検査拒否

避シタル者ハ三萬圓以下ノ罰金ニ處ス(昭和二十二年法律第二十九號追加、同年法律第四百十二號、同二十三年法律第七號改正)

適用税目

第二十條 本法ニ於テ間接國稅ト稱スルハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

〔施設〕 一

第二十一條 本法中市町村吏員又ハ市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノニ適用ス

罰 則

第二十二條 國稅ノ納稅義務者ノ爲スヘキ國稅ノ課稅標準ノ申告(當該申告ノ修正ヲ含ム以下申告ト稱ス)ヲ爲ササルコト若ハ虚偽ノ申告ヲ爲スコト又ハ國稅ノ徵收若ハ納付ヲ爲ササルコトヲ煽動シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二十萬圓以下ノ罰金ニ處ス(昭和二十三年法律第七號追加)

國稅ノ納稅義務者ノ爲スヘキ申告ヲ爲ササルシメ若ハ虚偽ノ申告ヲ爲サシメ又ハ國稅ノ徵收若ハ納付ヲ爲ササルシムル目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ(同上)

附 則 (抄) (昭和十九年法律第七號)

第三十一條 第二十八條ノ規定(間接國稅犯則者處分法中改正規定) 施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十九年勅令第七十八號ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)

附 則 (抄)

(昭和二十二年法律第二十九號特別法人稅法の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第十八條(間接國稅犯則者處分法中改正規定)の規定は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

第十三條 第十八條(間接國稅犯則者處分法改正)及び第十九條(關稅法改正)の規定施行の際、従前の間接國稅犯則者處分法第一條又は従前の關稅法第九十條第一項の規定による差押中の物件がある場合において、

國稅犯則取締 國稅犯則取締法

收税官吏又は税關官吏がその差押につき第十八條及び第十九條の規定施行後十日以内にその所屬官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けたときは、當該差押は、これを改正後の間接國稅犯則者處分法第二條第一項又は改正後の關稅法第八十六條ノ二第一項の規定による差押とみなす。

前項の規定は、第十八條及び第十九條の規定施行の際、從前の間接國稅犯則者處分法第一條又は從前の關稅法第九十條第一項の規定を準用する他の法律による差押中の物件がある場合について、これを準用する。改正後の間接國稅犯則者處分法第二條第三項及び第四項又は改正後の關稅法第八十六條ノ二第三項及び第四項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により裁判官の許可を受ける場合に、これを準用する。

附則（抄）（昭和二十二年法律第四百二十二號所得稅法の一部を改正する等の法律）

第一條 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

第十五條 この法律による他の法律の改正前になした行爲に關する罰則の適用については、なお從前の例による。

附則（抄）（昭和二十三年法律第七十號所得稅法の一部を改正する等の法律）

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。（昭和二十三年七月七日公布）

第五十條 たばこ專賣法（明治三十七年法律第十四號）第六十七條、塩專賣法（明治三十八年法律第十一號）

第三十八條、粗製しよう腦、しよう腦油專賣法（明治三十六年法律第五號）第二十三條及びアルコール專賣

法（昭和十二年法律第三十二號）第四十條中「間接國稅犯則者處分法」とあるのは「國稅犯則取締法（同法

第十二條ノ二、第十九條第二項及第二十二條ノ規定ヲ除ク）」と讀み替へるものとする。

2 前項に定めるものを除く外、他の法律中「間接國稅犯則者處分法」とあるのは「國稅犯則取締法」と讀み

替へるものとする。

第六十條 この法律による他の法律の廢止又は改正前になした行爲に關する罰則の適用については、なお從前の例による。

○國稅犯則取締法施行規則

（明治三十三年三月二十三日勅令第五十二號）

- 改正 明治三十四年勅一七〇號、同三十五年勅一四五號、同年勅二五三號、同三十七年勅九二號、同三十八年勅九號、同年勅一三五號、同四一年勅四二號、大正元年勅一三三號、同三年勅一五三號、同二年勅五二三號、同五年勅四〇號、昭和二年勅六五號、同年勅四二四號、同一年勅二〇二號、同一年勅一七八號、同一年勅一六二號、同一年勅一四四號、同一年勅一九八號、同一年勅九號、同年勅三三二號、同一年勅七九號、同二年勅一二二號、同二年勅二四六號、同二年勅一四八號、同年勅一四九號

第一條 國稅犯則取締法ニ於テ間接國稅ト稱スルハ左ノ國稅トス（明治三十四年勅令第一七〇號、昭和一二年勅令第六五號、昭和一二年勅令第四二四號、昭和一三年勅令第二〇二號、昭和一四年勅令第一七八號、昭和一五年勅令第一六二號、昭和一七年勅令第一一四號、昭和一七年勅令第一九八號、昭和一八年勅令第九九號、昭和一八年勅令第三三二號、昭和二三年政令第一四八號、昭和二三年政令第一四九號改正）

- 一 酒造稅
 - 二 酒精及酒精含有飲料稅
 - 三 出港稅
 - 四 麥酒稅
- 國稅犯則取締 國稅犯則取締法施行規則

國稅犯則取締 國稅犯則取締法施行規則

- 五 清涼飲料税
 - 六 砂糖消費税及砂糖特別消費税
 - 七 織物消費税
 - 八 揮發油税
 - 九 取引税
 - 十 印紙税
 - 十一 骨牌税
 - 十二 入場税
 - 十三 物品税
 - 十四 遊興飲食税
 - 十五 酒税
 - 十六 馬券税
 - 十七 廣告税
 - 十八 特別行為税
 - 十九 取引高税
- 第二條 收税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ所有者、所持者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルトキハ之ニ封印ヲ爲シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ（明治四十一年勅令第四十二號改正）
- 第三條 差押目錄ニハ物件ノ品名、數量、帳簿、書類ノ名稱、簡數、差押ノ場所及時、所持者ノ住所又ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ

第四條 收税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ之ヲ官廳又ハ市町村ニ送致スルトキハ差押目錄ノ謄本ヲ其ノ所持者ニ交付スヘシ

第五條 收税官吏市町村ヲシテ差押物件ノ保管ヲ爲サシムルトキハ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第六條 財務局長又ハ稅務署長國稅犯則取締法第七條ニ依リ差押物件ヲ公賣スルトキハ物件ノ品名、數量、公賣ノ事由、公賣ノ場所及時、其ノ他必要ノ事項ヲ公告スヘシ（明治三十五年勅令第二百五十三號、昭和二十二年政令第二百四十六號、昭和二十三年政令第四百四十八號改正）

第七條 財務局長又ハ稅務署長國稅犯則取締法第七條ニ依リ差押物件ノ公賣代金ヲ供託シタルトキハ其ノ金額上共ニ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ（明治三十五年勅令第二百五十三號、昭和二十二年政令第二百四十六號、昭和二十三年政令第四百四十八號改正）

第七條ノ二 國稅犯則取締法第八條第三項ノ國稅ヲ定ムルコト左ノ如シ（昭和十九年勅令第七十九號追加、昭和二十三年政令第四百四十八號、昭和二十三年政令第四百四十九號改正）

- 一 入場税
 - 二 物品税
 - 三 酒税
 - 四 取引高税
- 第八條 收税官吏質問、檢査、臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲シタルトキ調製スル顛末書ニハ質問、檢査、臨檢、搜索又差押ノ事實、場所及時並答辯ノ要領ヲ記載スヘシ（昭和二十二年勅令第一百十二號改正）
- 第九條 國稅犯則取締法第十四條ノ通告ハ通告書ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ（昭和二十三年政令第四百四十八號改正）

國稅犯則取締 國稅犯則取締法施行規則

國稅犯則取締 國稅犯則取締法施行規則

四四八

第十條 通告書ノ送達ハ使丁ニ依リテ之ヲ爲シ其ノ受領證ヲ徴スヘシ但シ配達證明郵便ヲ以テ送達ヲ爲スコトヲ得

第十一條 財務局長又ハ稅務署長國稅犯則取締法第十九條第一項ニ依リ犯則ノ心證ヲ得サル旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知スル場合ニ於テ同法第七條ニ依リ供託シタル金額アルトキハ供託受領證ニ供託金ヲ受取ルヘキ事由ヲ證スヘキ書面ヲ添付シ之ヲ差押當時ノ物件所持者ニ交付スヘシ(明治三十五年勅令第二百五十三號、昭和二十二年政令第二百四十六號、昭和二十三年政令第四百四十八號改正)

第十二條 犯則事件ノ調査及處分ニ關スル書類ニハ每葉契印スヘシ文字ノ挿入、削除又ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印スヘシ

文字ヲ削除スルトキハ其ノ字體ヲ存シ置キ其ノ字數ヲ記載スヘシ

第十三條 收稅官吏ハ直接ト間接トヲ問ハス差押物件又ハ沒收物件ヲ買受クルコトヲ得ス

第十四條 本令中稅務署長ノ職務ハ樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長之ヲ行フ(大正元年勅令第十三號追加)

附則 本令ハ間接國稅犯則者處分法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十四年勅令第七十號)

本令ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十五年勅令第二百五十三號)

本令ハ明治三十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十七年勅令第九十二號)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十八年勅令第九號)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治四十一年勅令第四十二號)

本令ハ石油消費稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正元年勅令第三號)

本令ハ大正元年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正三年勅令第五百十三號)

本令ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十二年勅令第五百二十三號)

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十五年勅令第四十號)

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十二年勅令第六十五號)

本令ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十二年勅令第四百二十四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十三年勅令第二百二號)

本令ハ支那事變特別稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十三年四月一日施行)

附則 (昭和十四年勅令第七十八號)

國稅犯則取締 國稅犯則取締法施行規則

四四九

國稅犯則取締 國稅犯則取締法施行規則

四五〇

本令ハ昭和十四年法律第四十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十四年四月一日施行)

附 則 (昭和十五年勅令第百六十二號)

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年勅令第百十四號)

本令ハ馬券稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十七年三月一日ヨリ施行)

附 則 (昭和十七年勅令第百九十八號)

本令ハ廣告稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十七年四月一日ヨリ施行)

附 則 (昭和十八年勅令第九十九號)

本令ハ昭和十八年法律第三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十八年三月一日ヨリ施行)

附 則 (昭和十八年勅令第百三十二號)

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十九年勅令第七十九號物品稅法施行規則外四勅令改正勅令)

本令ハ昭和十九年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二十二年勅令第百十二號特別法人稅法の一部を改正する等の勅令)

第一條 この勅令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第十二條中間接國稅犯則者處分法

施行規則第八條の改正規定は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十二年政令第百四十六號所得稅法施行規則の一部を改正する等の政令)

第一條 この政令は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十三年政令第百四十八號所得稅法施行規則の一部を改正する等の政令)

第二十一條 この政令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十三年七月七日公布)

附 則 (昭和二十三年政令第百四十九號取引高稅法施行規則)

第二十條 この政令は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

○國稅犯則取締法ニ依ル收稅官吏ノ證票樣式

(明治三十三年三月二十四日大藏省令第五號)

改正 明治三十五年省令第二五號、大正七年省令第四四號、昭和二年省令第三二號、同二十三年省令第六八號

明治三十三年法律第六十七號國稅犯則取締法第四條ニ依リ收稅官吏ノ攜帶スヘキ證票樣式左ノ通相定ム

樣式 用紙厚質白紙 縱四寸 横二寸五分

第何號	何財務局 (又ハ何稅務署)	官氏	名
收稅官吏	何財務局	章	
	(又ハ何稅務署)	印	
(昭和) 何年何月何日交付	何財務局 (又ハ何稅務署)		

國稅犯則取締 國稅犯則取締法ニ依ル收稅官吏ノ證票樣式

國稅犯則取締

法人ニ於テ租稅及葉煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル法律

四五二

○法人ニ於テ租稅及葉煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル法律 (明治三十三年三月十三日法律第五十二號)

第一條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ租稅「及葉煙草專賣」ニ關スル法規ヲ犯シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ其ノ罰則ニ於テ罰金科料以外ノ刑ニ處スヘキコトヲ規定シタルトキハ法人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條 【法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス】

第三條 法人ヲ處罰スルノ裁判確定シタル日ヨリ罰金ニ關シテハ一月以内科料ニ關シテハ十日以内ニ之ヲ完納セザルトキハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ其ノ執行ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ檢事ノ命令ヲ以テ執行力ヲ有スル債務名儀ト同一ノ效力アルモノトス
前二ニ依リ執行ヲ爲スニハ執行前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

不許
複製

昭和二十三年九月一日 印刷
昭和二十三年九月十日 發行

租稅法規類集 間接稅

昭和二十三年八月

定價 二百五十圓

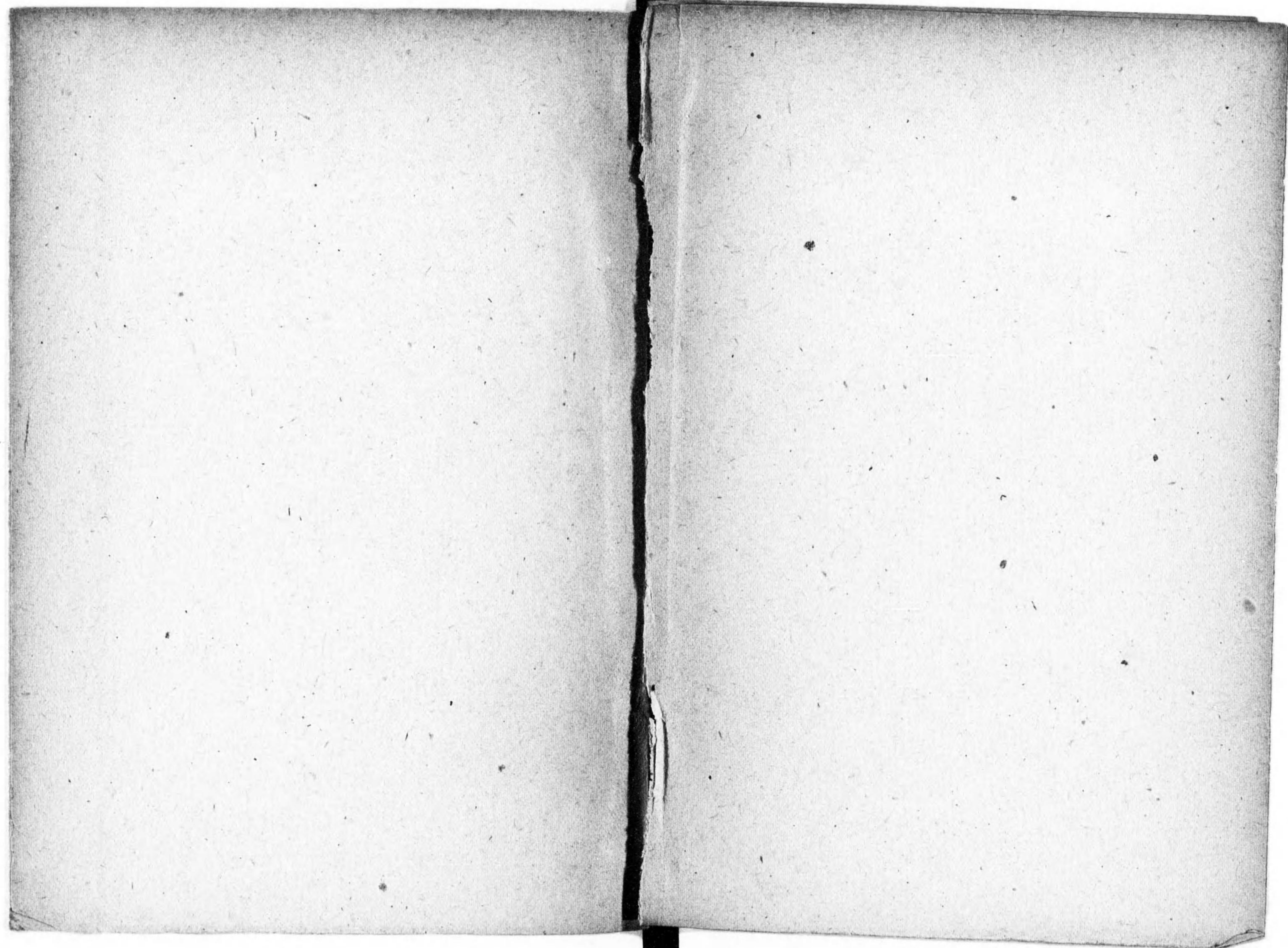
編者 大藏省主稅局

發行印刷人 松山 巍

東京都中央區日本橋茅場町二ノ一六

發行所 日本經濟新聞社

電話茅場町(66)二五一代表



終

